

社会福祉法人生見福祉会役員等報酬基準

(目的及び意義)

第1条 本基準は、社会福祉法人生見福祉会福祉会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 本基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事を言い、評議員及び評議員選任・解任委員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区別されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、その地位のみに基づいては、報酬を支給しない。

2 但し役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等200,000円を超えない範囲で支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 非常勤の役員 報酬
- (2) 評議員 報酬
- (3) 評議員選任・解任委員 報酬

第4条 理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、評議員会において決定する。

- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は、別表第1に定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は別表第2に定める額とする。
- 4 評議員選任・解任委員に対する報酬の額は別表3に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 非常勤の役員及び評議員及び評議員選任・解任委員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

- 2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補足)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第9条 本基準の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成元年11月25日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

従来の「社会福祉法人生見福社会役員費用弁償規則」を見直し、規程名も「社会福祉法人生見福社会役員等報酬基準」に変更した。

別表第1（非常勤の役員の報酬）

（1）理事

	日額
理事会等会議への出席	2,000円
指導監査の立ち合い（1日）	5,000円
指導監査の立ち合い（半日）	2,500円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	2,000円

（2）監事

	日額
監事監査等への出席	2,500円
指導監査の立ち合い（1日）	5,000円
指導監査の立ち合い（半日）	2,500円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	2,000円

別表第2（評議員の報酬）

	日額
評議員会への出席	2,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	2,000円

別表第3（評議員選任・解任委員の報酬）

評議員選任・解任委員会への出席	2,000円
上記の他	2,000円